

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に厨房職員として採用され、会社が運営するデイサービスD（以下「事業場」という。）において、調理等の業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃から事業場での激しいパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）、退職強要、誹謗中傷等が続いたという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し「双極性障害」と診断された。なお、請求人は、平成〇年〇月〇日、同病院に受診し「双極性障害、アスペルガー症候群」と診断されていた。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「請求人は平成〇年〇月頃から、G医療センターに通院していたが、平成〇年〇月〇日、初めて当院に受診した。請求人の診断名は、双極性障害と思われる。」「平成〇年〇月の診察の場面では、やや狼狽した様子で話していたが、これは一過性の意識変容と思われる。」と述べている。上記F医師の意見等を踏まえ、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会(以下「専門部会」という。)は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨「請求人は、会社に入社する以前に精神障害をうかがわせる状況を呈しており、入社時には寛解状態であった双極性感情障害の症状が、出来事とは無関係に在職中に出現したもので、入社後に新たな精神障害の発病や悪化があったとは認められない。」と述べている。

当審査会としても、請求人の症状及び経過等に鑑み、上記F医師及び専門部会の意見は妥当であり、請求人は、少なくとも平成〇年〇月にはICD-10診断ガイドラインの「F31 双極性感情障害」(以下「本件疾病」という。)を発病しており、平成〇年〇月〇日入社以降も本件疾病の症状は、悪化することなく続いていたものと判断する。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平

成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)によれば、認定基準別表1の「特別な出来事」があり、その後おおむね6か月以内に精神障害が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合に限り、業務起因性が認められるとされているところ、請求人に発病した本件疾病については上記判断のとおりであり、本件における一切の医証を精査するも、請求人に発病した本件疾病が悪化したとの事実は認められない。したがって、当審査会としても、請求人に発病した本件疾病は、業務に起因するものと認めることができないと判断する。

(4) 請求人は、上司及び同僚からのパワハラ等により本件疾病が悪化した旨主張しているが、請求人の本件疾病が悪化したと言えないことは上記のとおりであり、仮に請求人が主張する種々の出来事を評価しても、決定書理由第2の2の(1)のケに説示するとおり、認定基準別表1の「特別な出来事」とは認められない。

(5) なお、請求人は、業務上のストレスにより円形脱毛症を発症したとも主張しているところ、本件における医証からは、業務との因果関係を認める根拠はなく、当審査会としても、請求人に発症した円形脱毛症は、業務に起因するものと認めることができないと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。